

令和6年度

いじめ防止基本方針

成田市立西中学校

目 次

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| I | 定義 | 1 |
| II | 基本理念 | 2 |
| III | いじめ防止等の対策のための施策 | 3～4 |
| | 1 いじめの防止等のための組織 | |
| | 2 いじめの未然防止 | |
| | 3 いじめの早期発見 | |
| IV | いじめを認知した場合の対応 | 4～6 |
| V | 重大事態への対処 | 6～8 |
| VI | 公表・点検・評価 | 8 |

令和5年度 追加事項

生徒の悩みや相談に対して迅速で適切な対応ができる体制をさらに整備することを重点としている。そのため、端末を使用した日常の心の状況調査を取り入れた。生徒の心の状態の見える化を図り、教員全体が的確に問題を捉えて、具体的で適切な組織的な対応ができるように努めている。

I 定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

(注3) 「心理的又は物理的攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

(注4) 「けんか等」を除く。ただし、外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。

- ※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている生徒の心情を重視して取り組むこと。
- ※ いじめは、被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。
- ※ いじめは、生徒同士だけの問題ではなく、教職員の生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、「教職員の言動で児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- ※ 「いじめには、様々な態様が挙げられる。」単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた生徒の立場に立って対応すること。

【例】 [冷やかし]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視]、[パソコンや携帯電話等での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする] 等

II 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- ② 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- ③ 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

III いじめ防止等の対策のための施策

1 いじめの防止等のための組織

(1) 名称

いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うための組織を「いじめ防止対策委員会」とする。

(2) 役割

- ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- イ 学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するため

の中核としての役割

オ 「重大事態の調査」の母体組織としての役割

また、当該組織は、「学校基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取り組みについて、PDCAサイクルで検証を行うものとする。

(3) 構成

原則として校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーで組織する。ただし、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

(4) 活動内容

ア いじめの早期発見に関すること。

※端末を使用した日常の心の状況調査(新)、アンケート調査(年3回)

教育相談等(各学期に1回)

イ いじめ防止に関すること。

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。

エ いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

(5) 開催回数及び開催日

毎週1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

2 いじめの未然防止

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくこと。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) 道徳教育及び体験活動の充実

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

(3) いじめの防止等の啓発活動

生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、学校ホームページ、学校だより、学級だより、集会、授業参観、保護者会等を活用して啓発活動を行う。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

(2) いじめ早期発見のための取り組み

「形に表れないことの見える化を図り、生徒の内面にせまるように努める。」

いじめを早期発見するため、端末を使用した日常の心の状況調査(新)、生徒に対する定期的な調査(年3回)や教育相談(各学期に1回)の実施等必要な対策を講ずる。

(3) 相談体制の整備

今年度は、生徒の悩みや相談に対して迅速で適切な対応ができる体制をさらに整備することを重点としている。そのため、端末を使用した日常の心の状況調査を取り入れた。生徒の心の状態の見える化を図り、教員全体が的確に問題を捉えて、具体的で適切な組織的な対応ができるように努めている。

いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。また、校内の職員からの情報共有を密にし、報告連絡相談体制を整える。

(4) 教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめ防止対策の推進

生徒及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動や指導を行う。

IV いじめを認知した場合の対応

(1) 事実確認と報告

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

(2) いじめ被害者及び保護者への対応

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向

け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) 傍観者への指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

V 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：生徒が自殺を企図した場合等

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間15日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問

票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍生徒に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校は、調査結果を直ちに教育委員会へ報告するものとする。また、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

【自殺の背景調査における留意事項】

いじめが自殺の原因として疑われる場合の背景調査については、法第二十八条第一項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童等の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子ども自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査等を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組

織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について，できる限り，遺族と合意しておく。

- 調査については，専門部会で適任と思われる者を選出し，調査員として充てることができる。
- 背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで，できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し，関係機関との連携も図ること。それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが肝要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，臨床心理士等の専門的知識を有する者の援助を求めることが必要である。
- 学校が調査を行う場合においては，教育委員会に，情報の提供について必要な指導及び支援を仰ぐ。
- 情報発信や報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって，断片的な情報で誤解を与えることがないように留意する。

なお，亡くなった生徒の尊厳の保持や，子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要である。

公表・点検・調査

- ①ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ②年度ごとにいじめに関して統計や分析を行い，これに基づいた対応を取る。
- ③年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者，生徒，職員で評価する。
- ④いじめに関する点検・評価に基づき，学校いじめ防止基本方針を見直す。

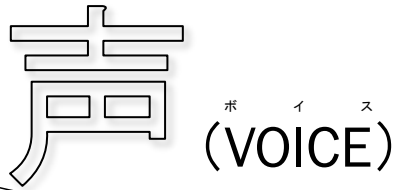
資料1. いじめアンケート調査(別紙)

- 実施方法 ・年に3回実施 ・記名式(無記名可) ・封筒に入れて提出
・金曜日に配付，家庭で記入し，月曜日に提出
- 事後指導 ・書かれた内容について，担任が聞き取りをし，生徒指導と対応を検討
・必要に応じて，いじめ防止対策委員会を開く

| | | |
|-------|-------|-------|
| 平成26年 | 2月28日 | 策定 |
| 平成31年 | 4月8日 | 追加 |
| 令和2年 | 4月3日 | 確認 |
| 令和3年 | 3月30日 | 追加 |
| 令和3年 | 4月1日 | 確認 |
| 令和4年 | 4月1日 | 確認 |
| 令和5年 | 4月1日 | 追加・確認 |
| 令和6年 | 4月1日 | 確認 |

資料1. いじめアンケート調査

生徒指導部アンケート(6月)



年 組 番 氏名

みなさん、第1回定期テストはいかがでしたでしょうか？朝勉強や放課後学習教室も充実していましたね。1年生は中学校生活初めての大きなテストだったので緊張したと思います。今回のテストに向けての頑張りを1学期の最後につなげていって下さい。

さて、このアンケートは、みなさんが過ごしやすい西中学校にしていくことをめざして実施しています。ここに書いた内容が、みなさんの不利益につながらないように、十分配慮をしますので、どうか、正直な「声」を聞かせてください。

①あなたは最近だれかにいやなことをされていませんか？
(だれかとは:友人・先輩・親・先生など、あなたの周囲にいる全ての人をさします。)
された されていない ※どちらかを○で囲む

②それはどのようなことですか？ ※①で「された」を○で囲んだ人のみ

.....
.....
.....

③あなたは最近いじめやからかいを見かけましたか？
はい いいえ ※どちらかを○で囲む

④それはどのようなことですか？ ※③で「はい」を○で囲んだ人のみ

.....
.....
.....

⑤他に先生方に相談したいことや伝えておきたいことはありますか？ある人は書いて下さい。(友人の目立たない「素敵な一面」なども書いてくれると嬉しいです)

.....
.....
.....